

**令和 8 年度**  
**飯田市製造現場環境改善事業補助金**  
**公募要領**

◆受付期間

【申請受付期間】

**令和 8 年 5 月 1 日（金）から令和 8 年 7 月 31 日（金）まで**  
申請受付期間中であっても、予算の上限額に達し次第終了となります。

【事業実績報告期限】

**補助事業の完了の日から起算して 30 日以内** 又は  
**令和 9 年 3 月 1 日（月）**

対象事業の全てを終了し、市に事業実績報告書を提出する期限です。

## <目次>

1	<u>補助事業の目的</u>	・・・ p. 1
2	<u>補助金交付対象者について</u>	・・・ p. 1
3	<u>補助対象事業について</u>	・・・ p. 2～3
4	<u>補助対象経費について</u>	・・・ p. 4
5	<u>補助率等について</u>	・・・ p. 5
6	<u>申請手続について</u>	・・・ p. 6～8
7	<u>補助金交付条件その他について</u>	・・・ p. 9
8	<u>受付・相談窓口について</u>	・・・ p. 10

## 1 補助事業の目的

飯田市製造現場環境改善事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として市が補助金の交付を行う「間接補助事業」です。

この補助金は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けた市内の製造業を営む事業者の工場等における遮熱・断熱改修、省エネ設備の導入によるエネルギー使用の合理化及び作業環境の改善等に向けた投資支援により、持続可能な収益構造への転換を図ることを目的としています。

補助金の交付申請に当たっては、上記事業目的をご理解いただいたうえで申請いただくようお願いいたします。

## 2 補助金交付対象者について

◆飯田市製造現場環境改善事業補助金（以下「補助金」といいます。）を受けられるのは、以下の条件を全て満たす事業者（法人、個人事業主）です。（国又は地方公共団体を除きます。）

### 【事業要件】

- ・長野県内に本社又は本店の機能を有し、かつ、飯田市の区域内に所在する事業所、施設等において事業活動を行っている者。
- ・申請書の提出日時点において現に事業を営んでいること。
- ・日本標準産業分類における「大分類E—製造業」に属する事業を主たる業種として営む者。
- ・専ら居住を目的とした事業所でないこと。

### 【規模要件】

- ・大企業（中小企業支援法で規定される中小企業者以外の者）でないこと。

業種	資本金の額（又は出資の総額）	常時使用する従業員の数
製造業、その他 （ゴム製品製造業を除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業 （ソフトウェア業、情報処理 サービス業、旅館業を除く）	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サ ービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

- ・みなし大企業（※）でないこと。

※みなし大企業とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している

ウ 大企業の一役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでに該当する中小企業者が所有している

オ アからウまでに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている

### 【その他要件】

- ・納付すべき市税について滞納がないこと。
- ・飯田市暴力団排除条例(平成 23 年飯田市条例第 34 号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ・事業内容等が補助金の交付趣旨に合致しないものでないこと。
- ・その他補助金の交付に当たり付される要件、誓約事項等を遵守すること。

## 3 補助対象事業について

◆対象事業者が行う工場内の環境改善及び省エネルギー化に資する遮熱・断熱のための屋根・外壁塗装、断熱材、遮熱シート、遮熱フィルム等の設備整備やオイルミスト除去装置の更新・新設に要する経費の一部を補助します。

- ・具体的には、以下の表に掲げる設備等であり、かつ、その導入によりエネルギーコストの削減効果が見込まれるものとします。また、中古の設備を除きます。
- ・更新の場合、既存設備を所有していることが条件となります。このため、既存設備をリース等により使用している場合は補助の対象となりません。
- ・賃借している建物等について、建築物付属設備等を導入する場合は、当該建物等の所有者（貸主）の同意（模様替えの承認）の確認が必要となります。

### ●屋根・壁面・窓

屋根・壁面・窓において申請が可能となる設備等は次のいずれかの補助対象事業における**性能指標（日射熱反射率（1-日射熱取得率と同義）、熱伝導率、遮蔽係数、熱貫流率）**について市が定める数値基準を満たしていることを条件とします。

補助対象設備等	補助対象事業	性能指標	数値基準
(1) 屋根	①遮熱塗装	①②日射熱反射率	60%以上
	②遮熱シート		
(2) 壁面	③断熱材	③熱伝導率	(天井用) 0.052 W/(m・K) 以下 (天井以外) 0.042 W/(m・K) 以下
	④遮熱フィルム	④遮蔽係数	0.55 以下
(3) 窓	⑤2重サッシ	⑤⑥熱貫流率	2.33 W/m <sup>2</sup> ・K 以下
	⑥複層ガラス窓		

※補助対象事業所に設置されている空調設備の負荷が軽減される事業を対象とします。

※「③断熱材」については、エネルギーコストの削減効果が見込まれる適切な厚さを確保してください。

※「(3) 窓」の「⑤2重サッシ」、「⑥複層ガラス窓」については、いずれか単体もしくは両方で数値基準を満たしていることが条件となります。

※以下の事業は補助対象となりませんのでご注意ください。

- ・DIY で取付けが可能な簡易な作業
- ・庇（ひさし）やブラインドの設置
- ・屋上等の緑化、スプリンクラーの設置、太陽光発電設備の設置

● オイルミスト除去装置

補助対象設備等	補助対象事業	審査基準
(4) 工場内設備	⑦ オイルミスト除去装置の更新・新設	省エネ法消費効率等目標基準値（トップランナー基準）適合の高効率モーター（IE3相当）を搭載した設備であること

※補助対象事業所に設置されている空調設備の負荷が軽減される事業を対象とします。

※設備更新の場合は、更新前の設備と更新後の設備の数値基準比較により、更新後の設備の性能が優れていることを示してください。

◆ 補助金を充てて導入した設備等の取扱いについて

- ・ 単価 50 万円（税抜き。照明設備及び建物附属設備の場合は総額。以下同じ。）以上の設備は、「処分制限財産」に当たり、補助金の交付後一定の期間（当該設備等の法定耐用年数期間）その処分（目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。処分制限期間内に当該設備を処分する場合は、あらかじめ市に申請し、承認を受けなければなりません。この場合、既に交付した補助金の一部を返納する必要を生じることがあります。
- ・ 単価 50 万円（税抜き）以上の設備を導入する場合は、2者以上からの見積書の徴取が必要となります。やむを得ない理由により2者以上からの見積書の徴取ができない場合は、業者選定理由書により業者選定の理由を明示していただく必要があります。

◆ 賃貸借物件において事業を実施する場合について

- ・ 入居者が建物の所有権を有しない場合（貸事務所等）、以下のような取扱いとなります。

**賃借人（入居者）が設備を導入する場合**

補助金の申請者は、賃借人となります。賃貸借物件の様様替え等に関しては、貸主の同意が必要となるため、申請書には賃貸借契約書の写し、貸主の同意書を添付してください。

**賃貸人（不動産賃貸業者）が設備を導入する場合**

エネルギーコストの削減効果を確認するため、以下の例のような場合は、賃借人の事業情報が必要となります。

例) 個メーター管理等により、電気料を賃借人が直接支払っている場合や、電気料相当額を毎月計算し貸主に支払っている場合など

この場合、賃借人（入居者）の事業活動に係るエネルギーコストの削減効果を確認するため、賃貸人名の申請書類に加え、賃借人名の申請書類が必要となります。

また、事業効果を確認するに当たり、賃借人（入居者）に設備稼働状況やエネルギーコストの削減状況等について照会することがあります。この場合において、補助事業の効果が認められないときは、賃貸人に対する補助金の交付決定が取り消され、既に交付した補助金の全部又は一部を返納していただく可能性があります。

## 4 補助対象経費について

◆以下の条件を満たす経費が補助金対象経費となります。

- ・補助金の交付決定後（事前着手の承認を得た場合を除く）に事業着手し、令和9年3月1日までに完了（発注・納品・対価の支払が完了）した経費であること。
- ・更新前の設備を処分することによって得られる収益は、対象経費から控除されたものであること。
- ・国、県その他の公的団体が実施する補助事業（国、県等以外の団体が国、県等から補助を受けて実施する事業を含む）の対象経費（併用が認められる県、市単独の補助事業の対象経費を除く）でないこと。
- ・対象設備等の更新又は新設に通常要する次の表の経費であること。

### <対象となる経費>

項目	内訳
設備費	対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に通常必要となる経費 (例) 機器の購入費、その他事業実施に必要な不可欠な付属機器の設置費
工事費	対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費（対象設備の導入等に係る設計に要する経費を含む）
処分費	既存設備を更新する場合の既存設備等の撤去、処分に必要な経費

※いずれも消費税相当額を除きます。

※過剰とみなされるもの、予備用とみなされるもの等に要する経費は対象外です。

以下の経費は補助対象経費となりませんのでご注意ください。

### <対象とならない経費>

項目	内訳
設備費	リース料、中古の設備導入、必要不可欠とは認められない付属機器等に 係る費用
工事費	安全対策費、土地や建物の取得・賃貸・管理等に要する費用、道路使用 許可申請費用、その他補助事業と直接関係のない工事、設計に要する費 用
処分費	補助事業と直接関係のない設備等の撤去、処分に必要な経費
諸経費	一般管理費、諸経費（保証料、租税公課、通信交通費、金融機関への振 込手数料、その他）、経費の積算に要する費用、補助金申請書類等の作成 費用等

◆その他留意事項

- ・支払い方法に関し、商品券、金券、ポイント、仮想通貨等での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払、相殺による決済は対象外です。
- ・補助事業の期間内に支出が完了しないもの（分割払、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等からの引き落としが補助事業の期間内に完了していることが必要）は対象外です。
- ・電子商取引を行う場合であっても、設備の仕様、見積、発注、納品、請求及び支払といった事実確認の書類の提出が必要となります。これら一連の経理処理の証拠となる書類の提出が可能であることを事前にご確認ください。
- ・自社での施工が可能と認められる部分について外注した場合、当該経費は対象外となります。また、自社内での取引に係るものは対象外となります。

## 5 補助率等について

### ◆補助率

1 / 2 以内

### ◆補助下限額

30 万円

事業費及び補助金申請予定額が上記に満たない場合は、申請することができません。

### ◆補助上限額

300 万円

- ・補助金の交付を受けられるのは、一の事業者につき1回までです。
- ・複数の事業所において対策を実施する場合、複数の対象事業を実施する場合も1者が補助申請できる合計金額は300万円までとなります。
- ・予算執行その他の事情により、上記の補助率に満たない交付額となる場合があります。あらかじめご了承ください。

## 6 申請手続について

### 【申請受付期間】

令和8年5月1日（金）から令和8年7月31日（金）まで

※申請受付期間中であっても、予算の上限額に達し次第終了となります。

申請書及び実績報告書は、直接「飯田市産業経済部工業課（エス・バードB棟2階事務所内）」に持参し提出してください。（メール等による申請は受け付けませんのでご注意ください）

申請書及び実績報告書は、必要となる書類の記載、添付書類の添付があつて初めて受付となります。このため、窓口において提出があつた場合であっても、申請書等の条件を満たしていない場合は受付となりませんのであらかじめご了承ください。

### 【事業実績報告期限】

令和9年3月1日（月）

対象事業の全てを終了し、市に事業実績報告書を提出する期限です。

事業実績報告は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は令和9年3月1日（月）までに行わなければなりません。期限を過ぎた場合は、いかなる理由があつても補助の対象となりませんのでご注意ください。

### 【全体スケジュール（予定）】

令和8年 5月1日		7月31日		令和9年 3月1日		
募集開始	→	募集締切		実績報告期限		
	→	交付決定	→	実績報告 ※補助事業の完了の日 から起算して30日以内	→	額の確定 補助金 支払

◆提出書類について

【交付申請時提出書類】

交付申請時

飯田市製造現場環境改善事業補助金 交付申請時提出書類一覧(チェックリスト)

		【申請者名】	【受付番号※4】		
		提出書類	提出区分	様式等	チェック
1	全ての申請者が提出する書類	飯田市製造現場環境改善事業補助金交付申請書	必須	様式第1号	<input type="checkbox"/>
2		飯田市製造現場環境改善事業計画書	必須	様式第1号別紙	<input type="checkbox"/>
3		飯田市製造現場環境改善事業詳細計画書(屋根・壁面・窓)	必須 (導入対象に該当するもの)	様式第2号	<input type="checkbox"/>
4		飯田市製造現場環境改善事業詳細計画書(オイルミスト除去装置)		様式第2号	<input type="checkbox"/>
5		導入設備の仕様がわかる資料(カタログ、メーカー、型番明記、基準・規格を満たしていることがわかるもの)	必須	—	<input type="checkbox"/>
6		①見積書(上記導入設備のメーカー・型番明記) ②業者選定理由書(特定の事業者との随意契約について理由がある場合のみ)	必須 ※1	②別様式	<input type="checkbox"/>
7		設備等の設置予定場所(工事施工予定箇所)の写真、配置図、平面図 ※既存設備の写真(更新がある場合)	必須	—	<input type="checkbox"/>
8	更新のみ 既存設備・更新設備の仕様がわかる資料(メーカー、型番明記) ※資料が無い場合は、銘板等メーカー及び型番が確認できる写真を添付してください。	更新必須	様式第2号 添付書類	<input type="checkbox"/>	
9	事前着手 飯田市製造現場環境改善事業補助金交付決定前着手届	※2	様式第3号	<input type="checkbox"/>	
10	法人 履歴事項全部証明書	法人必須	法務局で取得	<input type="checkbox"/>	
11	法人 法人事業概況説明書(確定申告書類): 収受印必須	法人必須 ※3	税務署に提出した控え	<input type="checkbox"/>	
12	法人 法人税確定申告書: 別表一及び別表四(直近1期分)	法人必須	税務署に提出した控え	<input type="checkbox"/>	
13	法人 貸借対照表及び損益計算書(直近1期分)	法人必須	—	<input type="checkbox"/>	
14	個人 確定申告書B(第一表・第二表) 青色申告決算書又は収支内訳書: 収受印必須	個人必須 ※3	税務署に提出した控え	<input type="checkbox"/>	
15	賃貸物件 賃貸借契約書の写し ①(賃借人が設備を導入する場合) 貸主の同意書 ②(貸主が設備を導入する場合) 入居事業者のエネルギーコストの削減を確認できる資料	賃貸物件必須	①任意様式 ②別様式	<input type="checkbox"/>	

※1 単価50万円(税抜)以上の場合は2社以上からの見積りが必要です。建物付属設備については、総額50万円(税抜)以上の場合2社以上からの見積りが必要です。ただし、特定の事業者との随意契約について理由がある場合は、理由書の添付によることができます。

※2 補助金の交付決定前に着手する場合必要。ただし、令和8年5月1日以降の取組が対象

※3 税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字されていることが必要。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付することが必要。

※4 受付番号については受付窓口において記入しますので記載の必要はありません。

【実績報告時提出書類】

**実績報告時**

飯田市製造現場環境改善事業補助金 実績報告時提出書類一覧(チェックリスト)

【申請者名】

【交付決定番号】

	提出書類	提出区分	様式等	チェック
1	飯田市製造現場環境改善事業補助金 実績報告書(兼交付請求書)	必須	様式第6号	<input type="checkbox"/>
2	飯田市製造現場環境改善事業補助金 実績報告書	必須	様式第6号別紙	<input type="checkbox"/>
3	飯田市製造現場環境改善事業補助金 実績報告書(導入後1年間のエネルギーコスト削減状況)※導入前1年間の数値と比較したもの	必須	様式第6号別紙-2	<input type="checkbox"/>
4	取得財産管理台帳 ※1	選択	様式第8号	<input type="checkbox"/>
5	見積書(交付申請時に取得したもので、発注日に有効なもの)の写し	必須	—	<input type="checkbox"/>
6	発注書又は契約書の写し	必須	—	<input type="checkbox"/>
7	納品書又は完了報告書(検収日及び検収担当者サインの確認できるもの)の写し	必須	—	<input type="checkbox"/>
8	請求書の写し	必須	—	<input type="checkbox"/>
9	支払確認ができる書類(振込の控え・通帳の写し等)	必須	—	<input type="checkbox"/>
10	導入設備等の写真、導入後の配置図、平面図、設置場所の写真(更新の場合、申請時の写真と同じアングル) ※2	必須	—	<input type="checkbox"/>
11	現地調査チェックシートの写し ※3	必要に応じ	—	<input type="checkbox"/>
12	塗装のみ 作業中の写真(塗料開封・塗装時の作業の様子がわかるもの)	塗装必須	—	<input type="checkbox"/>
13	更新のみ 更新前設備廃棄証明書 ※4	更新必須	様式第7号	<input type="checkbox"/>
13	更新のみ 上記廃棄物のマニフェストB2票以降、フロン回収証明書の写し又は家電リサイクル券・排出者控えの写し ※5	更新必須	—	<input type="checkbox"/>
14	更新のみ (更新前の設備の所有を確認する書類) 更新前の設備の記載がある資産台帳又は売買契約書 上記がない場合で自己所有建物:建物の不動産登記簿謄本、説明文(印)及び設備の写真 ※6 上記がない場合で賃貸建物:賃貸借契約書の写し、貸主の確認文(印)及び設備の写真 ※上記資産台帳は、個人事業者の場合青色申告の方は3面、白色申告の方は2面でも可	更新必須	—	<input type="checkbox"/>

※1 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(税抜き)以上の設備の場合に提出してください。

※2 導入設備の写真については、設備全体が確認できるもの及び型番等の確認ができるものとしてください。

※3 飯田市窓口の担当者が、対象設備について現地調査したチェックシートの写しを提出してください。  
(必要に応じ、現地調査実施後に交付します。)

※4 申請事業者が更新前設備を廃棄したことを証明してください。

※5 廃棄物の種類によってマニフェスト又は家電リサイクル券が発行されます。マニフェストB2票以降の写し、フロン回収証明書の写し又は家電リサイクル券・排出者控えの写しを提出してください。

※6 更新前の設備を所有していたことを説明する書類です。該当の書類がない場合はご相談ください。

【その他提出書類】

上記のほか、設備の導入状況や稼働の状況等に関する事実確認のため、書類の提出を求める場合があります。

## 7 補助金交付条件その他について

### ◆補助事業への着手時期について

補助事業への着手は、補助金の交付申請を行い、市から交付決定を受けた日以後となります。それより前に契約したり、支出したりした経費については、補助の対象となりませんのでご注意ください。

工期の都合等やむを得ない理由により、交付決定前の事業着手をせざるを得ない場合は、交付決定前着手届（様式第3号）をあらかじめ提出し、市の承諾を受けなければなりません。

### ◆事業計画の変更、中止等について

一度市に提出し、補助金の交付決定を受けた事業について、変更し、又は中止する場合には、あらかじめ市に計画変更届（様式第4号）又は計画中止届（様式第5号）を提出し、市の承諾を受けなければなりません。

### ◆補助金の支払いについて

事業が完了した事業者は、事業完了後30日以内又は令和9年3月1日のいずれか早い日までに実績報告書（兼交付請求書）を提出しなければなりません。補助金の振込先の口座は、原則として申請者本人の名義であるものとします。

事業実施の際には自己負担が必要となり、補助金は実績報告後の清算払です。

### ◆補助事業の経理について

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類等については、事業完了後5年間保管しなければなりません。また、市から当該証拠書類等に係る情報提示を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、補助金は経理上補助金の額の確定を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。

### ◆設備の導入及び稼働状況の確認等について

補助事業によって導入した設備の設置や稼働の状況等について、補助事業の実績確認や効果確認のため、所有者の同意を得てその状況を現地に確認させていただくことがあります。設置や稼働の状況等の確認ができない場合は、補助金の交付決定が取り消される可能性があります。

### ◆補助金交付後の事業実績報告等について

補助金の交付後一定期間経過後に、設備の稼働状況やエネルギーコストの削減状況等について照会することがあります。この場合において、補助事業の効果（エネルギーコストの削減効果）が認められないときは、補助金の交付決定が取り消され、既に交付した補助金の全部又は一部を返納していただく可能性があります。

補助金受領者は、導入設備等の施工完了後1年後を目途に市の導入効果報告書（様式第6号別紙-2号）を提出していただきます。この報告により、補助対象事業の効果等を検証します。なお、提出のない場合は、補助金の返還対象となります。

## 8 受付・相談窓口について

- 申請提出先・お問合せ先

飯田市産業経済部工業課工業振興係

飯田市座光寺 3349-1 (エス・バード内 B棟2階事務所)

電話(直通): 0265-22-5644